

市第62号議案 平成22年度横浜市一般会計補正予算（第3号）（関係部分）
平成22年度9月補正予算案（9月28日追加提出分）について

市会第3回定例会において既に議決された9月補正予算に加え、「新型インフルエンザ対策事業」及び「季節性インフルエンザ予防接種事業」について、必要な歳入歳出予算の補正を行います。

【歳入歳出予算補正】 一般会計 2事業 346百万円

※網掛け部分は当局所管

1 補正内容

国が10月1日より「新型インフルエンザワクチン接種事業」の実施を予定しており、国の方針に基づき、低所得者世帯に対する接種費用を免除するための事業費を補正します。

また今年度は、これまでの季節性インフルエンザワクチンと新型インフルエンザワクチンが一緒になった「3価混合ワクチン」で接種することとなったため、当初予算に計上されている「季節性インフルエンザ予防接種事業」（原則65歳以上が対象）のうち、低所得者への接種免除経費については減額し、「新型インフルエンザ対策事業」として実施します。

346百万円〔県費265 一般財源81〕

注)国と県の負担割合は国が示す補助基準額[3,600円]のそれぞれ1/2、1/4であり、
国費分も含めて県より歳入されます。一般財源は地方交付税を見込んでいます。

2 補正内容

(1) 歳入補正

ア 地方交付税

81百万円【当局所管】

予算議案2ページ 予算説明書5ページ

イ 県支出金

265百万円

(新型インフルエンザ接種助成費補助金を収入見込額に合わせ補正)

(2) 歳出補正

新型インフルエンザ対策事業

455百万円〔県265、一般190〕

低所得者（市民税非課税世帯・生活保護世帯）への接種費用及び事務費を増額補正

接種見込数 約111,000人(65歳以上 約25,000人を含む)

季節性インフルエンザ予防接種事業

▲109百万円〔一般〕

上記事業と対象が重複する、65歳以上の低所得者(約25,000人)への接種費用を減額補正

(事業内容)

低所得者(市民税非課税世帯・生活保護世帯)に対する新型インフルエンザワクチン接種費用を全額免除します。

【基礎数値】

○費用免除対象者

低所得者約45万人のうち約11万1千人が接種すると見込む

○国庫補助基準額

3,600円(但し、65歳以上については1,800円)

3 追加提出する理由

厚生労働省より、10月1日から接種を開始するとの方針が示されました。

今後、事業実施に向けて、国から通知がある予定ですが、10月1日の事業開始に間に合わせるために、9月補正予算案として追加することとしました。